

第 26 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 9 日（金） 9 時 30 分～10 時 42 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (16 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	欠	3 番委員	三 浦 良 孝
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	欠	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	柴 田 博 明	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (2 名)

2 番委員	角 田 晃 一	7 番委員	今 井 文 雄		
-------	---------	-------	---------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長	佐 藤 千代彦	農地係長	中 嶋 一 朗	農地係主事	笹 村 慎一郎
------	---------	------	---------	-------	---------

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 101 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 103 号 農地利用集積計画の決定について

- 議案第 104 号 競（公）売買受適格者の証明について
- 議案第 105 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
- 議案第 106 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
- 議案第 107 号 平川市農地異動適正化斡旋基準細則の一部改正について
- 報告第 66 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 67 号 3 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉会

8. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 30 分]

議長
(柴田博明)

これより第 26 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
13 番山口委員、14 番白戸委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、佐藤事務局長、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 101 号から議案第 107

号まで7件、ほかに報告が2件でございます。

それでは、議案第101号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第101号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

3ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が6件、面積7,780平方メートルで、田5筆3,344平方メートル、畑8筆4,436平方メートルとなっています。

8ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が19件、面積118,358平方メートルで、田47筆95,807平方メートル、畑15筆22,551平方メートルとなっています。

9ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が4件、面積3,785平方メートルで、田4筆3,149平方メートル、畑2筆636平方メートルとなっています。

それでは、2ページをご覧ください。

今回の3条所有権移転の申請事由は、整理番号127番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号128番から132番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号127番は、46ページ、整理番号54番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号128番	総額	1,200,000円	10アール当たり	284,225円
整理番号129番	総額	55,000円	10アール当たり	257,010円
整理番号130番	総額	41,000円	10アール当たり	299,270円
整理番号131番	総額	44,000円	10アール当たり	303,448円
整理番号132番	総額	32,000円	10アール当た	299,065円

となっています。

次に、4ページの賃貸借権設定です。

今回の3条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号230番から237番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号238番から248番は、農業経営基盤強化促進法から農地法第3条への再設定です。

なお、整理番号230番は、46ページ、整理番号55番と、整理番号232番は、44ページ、整理番号80番と関連する案件です。

次に、9ページの使用貸借権設定です。

整理番号54番から56番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設

定です。

整理番号 57 番は、経営移譲年金に係る再設定です。

なお、整理番号 56 番は、44 ページ、整理番号 81 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 127 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 128、129 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 128 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、所有権移転の整理番号 129 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号 130 番から 132 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

所有権移転の整理番号 130 番から 132 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、14 番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号 230 番、231 番の報告をお願いします。

14 番白戸委員 賃貸借権設定の整理番号 230 番、231 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、8 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 232 番、233 番の報告をお願いします。

8 番小田桐委員 賃貸借権設定の整理番号 232 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 233 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の方で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、9 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 234 番の報告をお願いします。

9 番今井委員 賃貸借権設定の整理番号 234 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、13 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 235 番の報告

をお願いします。

13 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 235 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、市外の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 236 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

賃貸借権設定の整理番号 236 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-3、七戸推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 237 番の報告をお願いします。

平-3 七戸推進委員

賃貸借権設定の整理番号 237 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 238 番、239 番の報告をお願いします。

8 番小田桐委員

賃貸借権設定の整理番号 238 番、239 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 240 番から 242 番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 240 番から 242 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号 243 番から 245 番の報告をお願いします。

14 番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号 243 番、244 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 245 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 246 番は、2 番、角田委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

2 番、角田委員から報告を受けておりますので、事務局から報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 246 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないとのことでした。

以上です。

議長

次に、10番、福士委員から、賃貸借権設定の整理番号247番の報告をお願いします。

10番福士委員

賃貸借権設定の整理番号247番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は農地所有適格法人の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6番、小山内委員から、賃貸借権設定の整理番号248番の報告をお願いします。

6番小山内委員

賃貸借権設定の整理番号248番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、使用貸借権設定の整理番号54番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

使用貸借権設定の整理番号54番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、15番、葛西委員から、使用借権設定の整理番号55番の報告をお願いします。

15番葛西委員

使用借権設定の整理番号55番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問

題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-4、工藤推進委員から、使用借権設定の整理番号 56 番の報告をお願いします。

平-4 工藤推進委員

使用借権設定の整理番号 56 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1、小野推進委員から、使用借権設定の整理番号 57 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

使用借権設定の整理番号 57 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、賃貸借権設定の整理番号 238 番、239 番と使用貸借権設定の整理番号 55 番を除き、議案第 101 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 101 号について、賃貸借権設定の整理番号 238 番、239 番と使用貸借権設定の整理番号 55 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 238 番、239 番と使用貸借権設定の整理番号 55 番を除き、議案第 101 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、貸借権設定の整理番号 238 番、239 番につきましては、14 番白戸委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(14 番 白戸委員 退席)

議長 それでは、貸借権設定の整理番号 238 番、239 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 貸借権設定の整理番号 238 番、239 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 貸借権設定の整理番号 238 番、239 番について、原案のとおり決定いたします。

14 番、白戸委員の入室を許可します。

(14 番 白戸委員 入室、着席)

議長 次に、使用貸借権設定の整理番号 55 番につきましても、13 番山口委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(13 番 山口委員 退席)

議長 それでは、使用貸借権設定の整理番号 55 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 使用貸借権設定の整理番号 55 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 使用貸借権設定の整理番号 55 番について、原案のとおり決定いたし

ます。

13 番山口委員の入室を許可します。

(13 番 山口委員 入室、着席)

議長

次に、議案第 102 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 102 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

11 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は件数が 2 件、面積 266 平方メートル、地目は田 2 筆です。

2 件の事業内容は同一のものであるため、図面は 1 つにまとめ、12 ページが位置図、13 ページが案内図、14 ページが土地利用計画図です。申請地は、小和森小学校から西へ約 450 メートル、まるもクリニックから北西へ約 210 メートル、大光寺集落内に位置する農地です。

申請者は市内において土建業を営む法人で、転用目的は資材置場です。

いずれの案件も第三者間の使用貸借となります。

農地区分については、申請地西側の市道に上水道管と下水道管が埋設されていること、また周辺おおよそ 500 メートル以内に教育施設と医療施設が存在することから、第三種農地に該当するものと思われま

す。第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 9 番今井委員、補足説明がありましたらお願いします。

9 番今井委員

使用貸借権設定の整理番号 4 番及び 5 番について、2 月 1 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、小和森小学校などに近い、大光寺集落内に位置する農地です。

転用目的は資材置場とのことで、現地では法人の役員の方に立ち会っていただくことができました。

本件は第三者間の使用貸借権設定で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われま

す。

議長

それでは、議案第 102 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 102 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 102 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 103 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 103 号表題部読上げ後)

17 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 6 件、面積 33,351 平方メートルで、田 24 筆 29,062 平方メートル、畑 2 筆 4,289 平方メートルです。

19 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 5 件、面積 52,186 平方メートルで、田 26 筆 40,968 平方メートル、畑 6 筆 11,218 平方メートルです。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 140 番から 145 番までは、いずれの案件も譲受人の経営拡大による売買です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 120 番は、期間満了に伴う再設定による利用権設定です。

整理番号番 121 番から 124 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 121 番は 46 ページ整理番号 56 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議は6番小山内委員、7番今井委員が出席されました。

補足説明がありましたらお願いします。

6番小山内委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 140 番	総額	3,000,000 円	10 アール当たり	182,604 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 141 番	総額	2,000,000 円	10 アール当たり	297,221 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 142 番	総額	1,406,100 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 143 番	総額	365,100 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 144 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	99,330 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 145 番	総額	90,000 円	10 アール当たり	343,512 円
------------	----	----------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第103号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第103号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第103号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第104号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第104号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

21ページをご覧ください。

今回の競(公)売買受適格証明願の申請件数は3件、面積14,764平方メートル、田6筆12,204平方メートル、畑4筆2,560平方メートルとなっております。

申請事由は、いずれの申請人も経営拡大による公売入札参加との事

です。

なお、当該適格者が最高価格で落札し、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出されたときは、許可書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとなりますので、改めて所有権移転の案件としては議案にかからないことを申し添えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

尾上-2、葛西推進委員から、整理番号4番から6番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

整理番号4番から6番について、現地を確認してきました。

申請人の経営拡大による公売入札参加との事です。

整理番号4番の申請人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続いて、整理番号5番の申請人は、市外在住の認定農業者で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続いて、整理番号6番の申請人は、市外在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、整理番号4番から6番について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

競売と公売の違いを教えてください。

佐藤事務局長

競売は抵当権の実行や裁判所の判決によるもので、債権者は民間です。

それに対して、公売は税金の滞納によるもので、債権者は行政機関であり、競売と公売は債権者が異なります。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

また、落札価格が債権に届かなかった場合はどうなるのでしょうか。

佐藤事務局長 最低落札価格は債権に見合うように設定されるので、そのような事態は起こらないと思われます。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに、質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 104 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 104 号を原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 105 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事 (議案第 105 号表題部読上げ後)
23 ページをご覧ください。
今回の贈与税納税猶予継続対象者は 3 名です。
農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予継続対象者は 3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、その届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから申請があったものです。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第 105 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 105 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 105 号を承認することに決定いたします。

次に、議案第 106 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 106 号表題部読上げ後)

25 ページをご覧ください。

今回の不動産取得税の徴収猶予継続対象者は 4 名です。

贈与税と同様に 3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を県税部に提出することになっており、その届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから申請があったものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 106 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 106 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 106 号を承認することに決定いたします。

次に、議案第 107 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第 107 号表題部読上げ後)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定などにに基づき、農用地等の利用の最適化を推進するために、農用地等の権利移動のあっせんについて、基準や要件を定める必要があります。

農用地等の所有者から、農用地等の売渡しや貸付についてあっせんの申出があった場合などに、農業委員会は農用地等の権利移動の相手方となるべき者をあっせんすることとなります。

毎月初めに農業委員 2 名が出席して開催される農用地利用調整会議と異なるのは、農用地等の権利移動の相手方が決まっておらず、農業委員会が相手方の候補者を選定して、あっせんを行うという点です。

候補者を選定すると、農用地利用最適化推進委員から 2 名をあっせん委員として指名し、あっせんを行っていただきます。その後、あっせんの成立不成立を問わず、農業委員会の総会で報告することとなりますが、当市ではこれまでにあっせんを行った事例はありません。

平成 28 年 10 月の総会において、あっせん基準及び同基準細則の一

部表記の変更や農地中間管理事業に関する規定を追加するなどの改正について承認されました。

その後、農林課より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正について意見を求められたため、平成 28 年 11 月の総会に議題としてとりあげたところ、特に意見がなかったため、そのままの内容で改正されました。

今回の改正のポイントは大きくふたつあります。

ひとつめは、先に述べた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で、あっせん基準細則における営農類型の標記などが変更されたため、変更された部分について改正するというものです。

もうひとつは、あっせんの基準面積を引き上げるというものです。

県の指導で、あっせんの基準面積については、5 年に 1 度実施される農林業センサスの結果判明する、農業者の経営面積の平均の 1.1 倍を基本とすることとされています。

現在の基準面積は平成 22 年の農林業センサスの数値に基づいていますが、平成 27 年の農林業センサスの結果が判明したため、見直しが必要な状況です。

ちなみに、経営面積の平均は、平成 27 年の数値が 125.8 アールで、平成 27 年の数値が 140.3 アールとなっています。

なお、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の申出を行う譲受人の経営面積の要件についても、改正後の数値に基づいて行われます。

平成 30 年 2 月 21 日以降に申出が行われる案件から改正後の数値を適用します。

よって、総会の年月で言えば、平成 30 年 4 月の総会にかかる案件から適用されます。

27 ページから 31 ページまでが新旧対照表で、32 ページから 42 ページまでが改正後の基準の一部を抜粋したものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 107 号について、質疑、ご意見を求めます。

13 山口委員

受け手が経営面積要件を満たさない場合はどうなるのですか。

佐藤事務局長

農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、経営面積要件を満たさなければ受付できないこととなっております。

13 番山口委員

わかりました。

議長

ほかに、質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 107 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

議案第 107 号について、原案のとおり決定いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

[休 憩 10 時 34 分]

[会議再開 10 時 40 分]

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。
次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 66 号表題部読上げ後)

44 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 5,003 平方メートルで、田 2 筆 4,192 平方メートル、畑 1 筆、811 平方メートルとなっています。

整理番号 79 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作することです。

整理番号 80 番、81 番は、他者へ貸付するための解約です。

なお、整理番号 80 番は、4 ページ、整理番号 232 番と、整理番号 81 番は、9 ページ、整理番号 56 番と関連する案件です。

(報告第 67 号表題部読上げ後)

46 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 18,435 平方メートルで、地目は全て田です。

整理番号 54 番は、借受人へ贈与するための解約です。

整理番号 55 番は、他者へ貸付するための解約です。

整理番号 56 番は、農地中間管理機構へ貸付するための解約です。

なお、整理番号 54 番は、2 ページ整理番号 127 番と、整理番号 55 番は、4 ページ整理番号 230 番と、整理番号 56 番は、18 ページ整理番号 121 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時42分]